境川は特定都市河川です

雨水浸透阳害行為には手続きが必要な場合があります



二級河川境川は、管理者である神奈川県と東京都により、平成26年2月14日に特定都市河川 浸水被害対策法に基づく特定都市河川に指定されました。

特定都市河川とは、河川等の整備による浸水被害対策の実施が困難な、市街化が著しい都市部を 流れる河川について指定するもので、この河川の流域において河川管理者・下水道管理者・流域自 治体が総合的な浸水被害対策を推進します。

特定都市河川の流域に おける1,000㎡以上の 雨水浸透阻害行為には 許可が必要となります

※事業期間が5年程度となる一連の 事業区域を申請単位とします。

雨水浸透阻害行為とは

- 土地から流出する雨水の量を増加させるおそれのある 行為をいい、以下のいずれかに該当するものです。
- ①土地の形質を宅地等以外から宅地等へ変更する行為 ※宅地等:宅地・池沼・水路・ため池・道路・鉄道 線路、飛行場
- ②舗装していない土地を舗装する行為
- ③排水施設を伴うゴルフ場・運動場等の新設・増設 ④締め固めていない土地をローラー等により締め固め る行為

雨水浸透阻害行為の具体例 -・排水施設を伴うゴルフ場・運動場等の設置 ・宅地等にするために行う土地の形質の変更 林 宅地 グラウンド 耕地 ・ローラー等により土地を締め固める行為 土地の舗装 駐車場 耕地 資材置場

許可にあたっては、調整池や貯留槽、透水性舗装などの 雨水貯留浸透施設を設置していただくことが必要です

雨水浸透阻害行為によって土地から流出する雨水の量が増加すると、浸水被害 発生の危険性が高まります。そのため、調整池などへ一時的に雨水を貯留し時間 をかけて排出したり、透水性舗装などにより雨水を地面へ浸透させることが必要

雨水浸透阻害行為により土地から流出する雨水の総量は増加しますが、上記の 措置をとることで時間当たりの雨水の最大流出量を抑制し、雨水浸透阻害行為以 前と同程度の水準に保ちます。

1,000㎡未満の 雨水浸透阻害行為を 行う際にも、 雨水対策に ご協力ください。

市ホームページでも特定都市河川についてお知らせして います。

市ホームページから、市政情報⇒河川と進んでいただく か、下記のアドレスを直接入力してください。

http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/1 026823/1004604/index.html

詳細については河川課にお問い合わせ

ください。 住所:**〒**252-5277

中央区中央2-11-15

市役所第1別館3階

電話:042-769-8273(直通)

